

第6節 五十年の歩みをふりかえって

6-1 日本の金融排除・多重債務の歴史と信用生協

信用生協による事業の意義や課題に関する本格的な議論は第2章第2節に譲るが、本節では「はじめに」に述べた本研究の理由に照らして、信用生協の五十年間の歴史を簡単にふりかえって、筆者なりの総括を述べてみたい。

第一に日本の金融排除・多重債務の歴史に関しては、信用生協の長い前史も含めて、時代の変遷とともに金融排除・多重債務の問題状況が大きく様変わりしてきたことが見えてきた。すなわち、1960年代までは低所得の庶民は銀行などのフォーマルな金融機関から全く相手にされておらず、1960年代に登場した消費者金融も中間層・富裕層が対象とされており、低所得の庶民にとって高金利の金貸しや質屋しか選択肢がなかった。

住宅ローンを提供する労働金庫が全国にできつつあったが、労働金庫も労働組合員だけを対象としていたので、未組織労働者は労働金庫も利用できなかった。こうした状況下で、低所得の庶民にとってリーズナブルな生活費の借り入れができる選択肢として各地に設立されたのが信用生協であった。すなわち信用生協は低所得の庶民の資金需要に応え、金融包摂を推進する庶民金融として生まれたと言える。

しかし、1970～1980年代の消費者金融（サラ金）の台頭によって状況は一変する。もともと中間層・富裕層を対象としていた消費者金融が低所得者層を取り込み、高金利で貸し付けては無理やり取り立てるようになり、多重債務問題が深刻化していった。この多重債務問題も、借りた人の生活を破綻に追い込む不適切な金融の結果生じるものであり、金融排除の一種だといえる。岩手県信用生協は多重債務者を積極的に救済する画期的な方法を編み出し、全国的に注目されるに至った。

信用生協は1980年代末以降、消費者金融の被害者を救済し、多重債務状況からの生活再建を支援するという事業を中心としてきたが、多重債務問題の解決策として導入された貸金業法の完全施行（2010年）、および生活困窮者自立支援制度の開始（2015年）とともに方向転換を迫られた。消費者金融からお金を借りられずに税金や家賃、公共料金等を滞納し、生活が成り立たなくなるという生活困窮者が目立つようになった。精神疾患や家庭内虐待など複雑な背景を抱えた人々に対しては、必ずしも債務整理のみによって問題が解決するわけではなく、関係機関との幅広い連携を含めた総合的な支援が必要となる。信用生協は、いわて生活者サポートセンターを設立して相談者の幅広い問題に向き合う態勢をいち早く整備してきた。

このように信用生協の設立から今日に至る半世紀の間には、金融排除をめぐる二度の大きな転換があり、信用生協はその転換期における新たな金融排除の課題に対して、常に先

駆的に取り組んできたといえよう。

6-2 特異な組織の出現と存続

金融排除の問題は一地域の特定の人々に限定して生じたものではなく、極めて普遍的なものであるが、信用生協のような組織は全国に普及せず、特異な組織として存続してきた。一時は各地にできた信用生協は解散してしまい、岩手県の信用生協だけが存続発展できたのである。信用生協はなぜ出現し、半世紀にわたって存続し得ているのであろうか。

今回の研究では、残念ながらこの問いに対して充分満足のいく答えを見出せたわけではない。なぜ岩手県以外の地域では、近年に至るまでできなかったのか、調査ができなかったからである。岩手県以外に宮崎県や石川県などでも信用生協が設立されていたし、石川県信用生協は岩手県信用生協より前に協調融資制度を実施していた。他県の状況についても調査したいと考えたが、かなり昔に他県の信用生協は解散しており、調査の手がかりを得ることはかなわなかった。

今回研究対象とした岩手県の信用生協に関して言えば、多くの人や組織の理解と協力があり、先見の明を持った強力なリーダーと、使命感を持った献身的な役職員に恵まれて、奇跡的に存続し得たといえよう。

信用生協の揺籃期においては、体力の弱かった信用生協を全面的に庇護し、仲間として育てたのが当時の岩手労済を頂点とする労済グループが大きな役割を果たした。1970年代後半以降は主要労働組合や地域生協の役員が信用生協の理事・監事を交代で務めており、1970年代後半以降は労働組合や地域生協に支えられる構造となった。

1988年の互助会事業移管を契機に、県交通労組は信用生協にとって安定的かつ強力なパートナーとなった。互助会事業の移管によって信用生協は組合員数も出資金額も大きく伸ばしただけでなく、県交通労組の役員が信用生協の理事として長年にわたり経営を支え、県交通労組組合員が信用生協に出資金を積み立て、財政の安定にも貢献してきた。信用生協にとって県交通労組は、数ある支持母体の労働組合のひとつではなく、安定株主で共同出資者のような、一種特別な存在であって、信用生協が全国的に知られるようになる前から長年にわたり、支え続けてきたのであり、その貢献は極めて大きなものがあった。

信用生協が多重債務者や金融詐欺被害者の救済を進めるにあたって、早い段階で石橋乙秀弁護士との運命的な出会いがあり、岩手弁護士会の全面的な協力関係を構築できたことも特筆すべき点である。サラ金・多重債務が社会問題として広く認知されるよりはるか前の時期、当時の弁護士の多くが積極的に手掛けようとしなかったにもかかわらず、1982年に盛岡市で着任した石橋弁護士が中心となって、岩手県内の弁護士を多重債務者・金融詐欺被害者の救済のために組織し、育成していった。司法過疎ともいわれる地域で、信用生協が多くの被害者を救済できたのは、弁護士会との連携があつてこそ可能だったといえる。

信用生協が本部を構えた盛岡市の消費者保護政策も先進的であった。奇しくも、信用生協が業務を開始した1969年11月1日に、盛岡市役所は商工観光課内に「消費生活係」を置き、3名の兼任職員を配置した。盛岡市は全国的にも早い段階から消費者保護行政を開始していたことから、1980年代に多発した多重債務問題や金融詐欺問題にも敏感に反応する市職員が多く育っていたのである。盛岡市役所内に消費者保護行政の土壌が作られていたことは、スイッチローンを始めるうえで強力な後押しとなった。

1989年にスイッチローンが始まったのは、その仕組みを発案して各方面に働きかけた信用生協の功績が大きかったが、信用生協単独で実現できることではなく、岩手弁護士会と盛岡市役所の深い理解と協力が欠かせなかった。

最初は盛岡市だけで始まったスイッチローンを、次第に周辺の市町村に拡大し、ついには岩手県内全市町村に拡大していったが、県内の市町村の中で主導権を握る盛岡市は、周辺の市町村に対してスイッチローンを普及する役割を果たした。

他にも信用生協の理解者・協力者を挙げ始めればきりが無いが、スイッチローンの中核となる自治体と弁護士事務所の協力を得られたことがとりわけ大きな意味を持っていた。他の地域で岩手県における信用生協のような組織や事業が自生的に生まれなかったとすれば、自治体や弁護士事務所、労働組合の協力といった好条件がびたりと揃わなかったためかもしれない。

信用生協が出現し、半世紀にわたって存続し得た内部要因としては、ひとつは設立時の使命（ミッション）にどこまでも忠実であったことと、もうひとつは優れた役職員に恵まれたことであった。設立趣意書にある

「労働組合にも各種協同組合、共済団体にも保護されずに孤立した中小企業、商店等の勤労者や一般消費者にとってはこれらの願望を補ってくれる銀行、金庫など市中の金融機関は縁遠い存在であり、いきおい小口高利金融業者に依存せざるを得ないというのが現状です。こうした状態をただ眺めているわけにはいきません。」

との問題意識、定款に示す「組合員に対するくらしの相談と生活支援、生活資金の貸付を行う事業」を、半世紀にわたって変えずに受け継いできた。途中で大きな経営課題に直面しながらも、信用生協の役職員がこの原点に立ち返って自らの存在意義を再確認しつつ歩んできたことが、今日まで存続し得た最大の要因であったのではないか。

また、模範とする組織も実践も世論の支持もまだ何もない段階から、リーダーが確信をもって方針と戦略を示せたこと、そして一人ひとりの優れた職員が、多難な状況下においても多重債務者や生活困窮者、被災者の支援・救済に尽力してきたことが、信用生協の発展に何より貢献してきたことはいまでも無い。信用生協やいわて生活者サポートセンターのリーダーの存在感は、第1章の中で繰り返し触れてきた。ただ、単に「ある優れた一人のリーダーがいたから成功した」ということを言いたいわけではない。

いかに早く、自己責任論の軛（くびき）から脱却できたのか、言い換えれば価値観の転換をはかれたかが、本質的には重要な意味を持っていたのではないか。サラ金・多重債務の間

題が深刻になりつつあった 1980 年代には、「お金を借りたのに返さない人が悪い」という自己責任論が常識で、多重債務問題はまだ「社会問題」として認知されていなかった。自己責任論の軛から脱却できない限り、そして多重債務者の現実的な救済方法を確信できない限り、組織として救済の実践に踏み出すことはできない。信用生協は、組織を挙げて、この価値観の転換を成し遂げたからこそ、今日に至るまで先駆的な役割を果たし得ているのだろう。

6-3 事業モデルの普及

信用生協が独自に築き上げた、多重債務者や生活困窮者に対する生活相談や債務整理、貸付による生活再建の事業モデルは、2000 年代以降グリーンコープ生協ふくおか、生活サポート基金、日本生協連、生活クラブ生協千葉、みやぎ生協などの生協系団体にそれぞれ受け継がれていった。

生活相談・貸付事業の基本的な方法論は、これらの生協系団体に継承された。いずれの生協系団体も、信用生協を模範として方法論を学び、身につけていった。方法論を受け継いだ団体が各団体の状況や方針に沿って、少しずつアレンジを加え、違いが生じた部分もある。たとえば電話での相談を受けるかどうかは、各団体によって異なっている。

信用生協と他の生協系団体で大きな違いのひとつは、スイッチローンのような預託金制度の有無である。信用生協は地元の自治体、弁護士会、金融機関と連携し、預託金制度で貸付原資を調達しているが、他の生協系団体はいずれもそうした制度を採用しなかった。各団体が独自に資金を借りて調達したり、連携する自治体が拠出したりと、各団体それぞれの方法を採用した。信用生協以外の各団体は、預託金に依存するほど多額の貸付原資を必要としなかった。

もう一つの違いは、生活相談・貸付事業を専業とし、貸付の事業収益に依存しているかどうか、である。グリーンコープ生協、みやぎ生協、生活クラブ生協千葉の各地域生協は、基幹事業ともいべき安定した購買事業部門を持っているので、仮に生活相談・貸付事業部門が存続できなくなっても、生協自体の存続には直結しない。生活サポート基金は生活相談・貸付事業を専業としているが、東京都の委託事業として安定的に相談事業の費用を賄っており、プロパー事業部門の事業収益には大きく依存していない。これに対し信用生協は、家計改善支援事業をはじめ自治体の委託事業を行っているとはいえ、プロパーの貸付事業が収益の大半を占めており、プロパーの貸付事業の成否が、生協組織の存続に直結する。

そもそも信用生協という組織体は他地域に普及しなかった。青森県・秋田県では信用生協を設立する動きがあったものの、結局は実現しなかった。個別の経緯はともかく、生協法の規定（設立に必要な資産規模）や貸付需要の縮小から、新たに信用生協を設立することは現実的な選択肢ではなくなってしまったためである。

従来、相談の部分は無料サービスで、貸付事業の金利収益で相談やフォローアップを賄ってきたが、相談者の5割近くが年収250万円以下となり、貸付できる対象が減少し、貸付金額も小口になってきた。こうした傾向はコロナ禍によってさらに強まっており、金利収益で相談コストを賄うという事業モデルは見直しを迫られつつある。自立支援事業や家計改善支援事業の受託によって相談コストを賄い、収益の多角化を図る試みも進んでいる。

6-4 おわりに

上記のように信用生協の事業モデルは、基本となる生活相談・貸付事業が他の生協系団体に受け継がれる一方、預託金制度や、信用生協という組織そのものは普及せず、違つかたちで広がりを見せたといえよう。

信用生協の事業モデルが部分的に姿かたちを変えながら受け継がれていったわけだが、実は信用生協のずっと以前にその源流を見出すことができる。

第1節で触れたように、1920（大正9）年に小河滋次郎が設立した大阪庶民信用組合は、「貧困者の中に巢食っている寄生虫的な高利貸等の存在から、貧困者を守る」ため、貧困層を対象として、貯蓄による経済的自立を進めた。1926（大正15）年に成沢伍一郎が設立した上田質庫組合は、貧困層への貸付を行う初めての協同組合質屋であった。その2年後、1928（昭和3）年には賀川豊彦が中ノ郷質庫信用組合を設立し、震災と恐慌と高利貸に苦しむ貧困層の救済に努めた。

また、戦後は労働金庫を母体とした労働質庫が各地に相次いで設立され、中ノ郷質庫信用組合からノウハウを教わりながら質庫事業を行った。労働金庫の対象から除かれた未組織労働者に対して労働質庫が設けられ、一部の労働質庫は信用生協に転身した。岩手県信用生協が設立にあたって手本とした宮崎県信用生協も、労働質庫から信用生協に転身した一例である。

大正から昭和初期にかけて相次いで設立された3つの信用組合、戦後の労働質庫と各地の信用生協は、姿かたちはそれぞれ異なるが、生活基盤が不安定で経済的に困窮する庶民に対して、貸付や貯蓄といった金融を通じて救済しようとする金融包摂の基本理念においては共通していた。日本社会の中で主流とはなり得ず、細々とした流れであったにせよ、既存の金融システムからこぼれ落ちて苦しむ人々を包摂し、オルタナティブな金融サービスを提供しようとするエトス（精神）は、大正時代の信用組合から、戦後の労働質庫を経て、信用組合に、そして他の生協系団体へと着実に受け継がれていっているのではないか。信用生協の半世紀の歩みはそうした意味で、大正から令和に至る日本の金融包摂（森静朗や澁谷隆一に倣えば庶民金融というべきか）の系譜の一端を示すものといえよう。

今回、五十年史を執筆するにあたって、可能な限り多くの資料を集め、関係者に聞き取り

をしようと務めた。信用生協の職員の方々に多くの手を煩わせ、聞き取りにも長時間ご協力いただいたが、昔の経緯を記す史資料の多くが既に散逸していた。信用生協が全国的に注目されるようになる前の時期（1990年代以前）に関しては、新聞等で報道される機会も極めて限られていた。もう少し多くの関係者に聞き取りをしたかったが、2020年3月以降はコロナ禍の影響や人的・時間的制約もあり、限られた数の聞き取りにとどまった。さらなる調査は、筆者の今後の課題としたい。

本書は信用生協の過去の歩みをつづってきたが、いうまでもなく信用生協は過去形ではなく現在進行形の存在であり、コロナ禍をはじめとする現代社会の多様な困難に立ち向かって果敢な挑戦を続けている。信用生協の役職員の日々の奮闘にはただ頭の下がる思いである。

また、本書は信用生協の歴史を中心に描いたものの、信用生協とともに歩んできた岩手弁護士会や県交通労組、盛岡市役所などによる金融包摂の取り組みの歴史でもあった。その意味では、信用生協の単独の歴史というより、信用生協をはじめとする多くの人々や団体の「共闘」の歴史、といったほうがふさわしいかもしれない。

また機会をいただけるようであれば、今後の信用生協の歩みを追いつつ、六十年史、七十年史として記録につづっていきたい。信用生協がこれからも、日本の金融包摂にますます貢献していかれることを、心より願っている。

以上

参考文献

1 書籍・論文

- 依知川稔 (2019) 「生活クラブ生協 (千葉) の生活相談・家計再生支援貸付事業」『生活協同組合研究』 519, pp.45-52.
- 上田正 (2007) 「多重債務問題～相談の現場から」『地銀協月報』 568, pp.23-26.
- 上田正 (2008) 「信用生協の多重債務問題への取り組み」『月刊自治研』 50(580), pp.80-85.
- 上田正 (2011a) 「生協制度による相談・貸付事業」『生活協同組合研究』 420, pp.40-46.
- 上田正 (2011b) 「地域の中の多重債務者・生活困窮者の状況と信用生協の生活再建支援の取り組み」『生協運営資料』 257, pp.44-57.
- 上田正 (2011c) 「くらしの相談と一体となった貸付事業——消費者信用生活協同組合」『にじ』 635, pp.180-184.
- 上田正 (2012) 「相談・貸付事業の新たな展開と被災者支援」『生活協同組合研究』 434, pp.29-38.
- 大塚敏夫・麻生裕子 (2016) 「労働者福祉協議会 (労福協)」高木郁朗監修、(公社) 教育文化協会・労働者福祉中央協議会編『共助と連帯——労働者自主福祉の意義と課題 (増補改訂版)』明石書店
- 大森泰人 (2007) 「この人に聞く 金融庁総務企画局参事官 (兼多重債務問題担当) 借り手のことを考えない貸し手は消えてください。」『クレジットエイジ』 28(2)、4-11.
- 上川龍之進 (2012) 「高金利引き下げ運動にみる大企業と市民団体の影響力」『日本政治學會年報政治學』 63(2)、134-155.
- 川波洋一 (2011) 「金融再編と消費金融業」川波洋一・前田真一郎編『消費金融論研究』消費金融論研究会
- 久保田修三 (2020) 「生活サポート基金による取り組み」小関隆志編『生活困窮と金融排除——生活相談・貸付事業と家計改善の可能性』明石書店
- 厚生省社会援護局地域福祉課監修 (1998) 『新訂 消費生活協同組合実務必携』まほろば
- 近藤宏 (2009) 「中ノ郷信用組合の理念と歴史」『まちと暮らし研究』 No.6, pp.54-58.
- 埼玉労働金庫『二十年の歩み』
- 埼玉勤労者生活協同組合『50年のあゆみ』
- 財団法人岩手県民共済会・岩手県消費者信用生活協同組合『共済会 信用生協 20年のあゆみ』1989年
- 佐藤啓之 (2009) 「岩手県消費者信用生活協同組合による多重債務問題の解決」岩手大学地域課題解決プログラム (平成 20 年度盛岡市「多重債務問題のない安心・安全の社会づくりのために」特別研究)
- 佐野芳雄 (1955) 「進められた“働く者の旗印し”——発足した兵庫県勤労者生活協同組合」

- 『生活協同組合』5(4), pp.12-14.
- 三十年史編纂委員会 (1981)『全国労働金庫協会三十年史』社団法人全国労働金庫協会
静岡県労働者福祉協議会・(財)静岡県労働者福祉基金協会 (2008)『静岡県労働者福祉運動
小史』(1984年初版、2008年改訂)
- 渋谷隆一 (1983)「公益質屋制度の導入と展開」(国連大学 人間と社会の開発プログラム研
究報告) 国際連合大学
- 澁谷隆一 (2001)『庶民金融の展開と政策対応』日本図書センター
- 高橋一夫 (1998)「盛岡市における多重債務相談への取り組み——相談実務を中心に」『月刊
国民生活』28(12), pp.30-35.
- 高橋均 (2016)「労働者自主福祉の歴史」(補章) 高木郁朗監修、(公社)教育文化協会・労
働者福祉中央協議会編『共助と連帯——労働者自主福祉の意義と課題〈増補改訂版〉』明石
書店
- 津田祐子 (2020)「生活クラブ千葉グループ・VAIC コミュニティケア研究所による取り組
み」小関隆志編著『生活困窮と金融排除：生活相談・貸付事業と家計改善の可能性』明石
書店
- 中ノ郷信用組合『中ノ郷信用組合五十年史』
- 中村智志 (2017)『命のまもりびと：秋田の自殺を半減させた男』(新潮文庫) 新潮社
- 日生協創立 50 周年記念歴史編纂委員会編『現代日本生協運動史 上巻』日本生活協同組合
連合会、2002 年
- 西田顕生 (2011a)「消費者金融市場の拡大と競争」川波洋一・前田真一郎編『消費金融論研
究』消費金融論研究会
- 西田顕生 (2011b)「銀行システムの機能不全と消費者金融業」川波洋一・前田真一郎編『消
費金融論研究』消費金融論研究会
- 日本クレジット産業協会『日本の消費者信用統計』各年版
- 野村秀和 (1986)「一九六〇年代後半以降における生協の展開」野村秀和・生田靖・川口清
史編『転換期の生活協同組合』大月書店
- 長谷川達也 (2002)「日本勤労者住宅協会と地域住宅生協による住宅供給のシステムとその
展開」『経済地理学年報』48(3), pp.18-32.
- 兵庫労働金庫 (1970)『労働金庫運動史』兵庫労働金庫
- 藤澤俊樹 (2009)「『くらしの安心・安全』の実現に向けた信用生協の取り組み」『地方自治
職員研修』42(6), pp.24-26.
- 藤田知也 (2017)『強欲の銀行カードローン』(角川新書) KADOKAWA
- 古江晋也 (2017)「生協における生活相談・貸付事業の展開」『金融市場』11月号、pp.30-
39.
- 法政大学大原社会問題研究所編 (1999)『日本の労働組合 100 年』旬報社
- 前田真一郎 (2011a)「消費金融業の展開と消費者信用情報機関」川波洋一・前田真一郎編

- 『消費金融論研究』消費金融論研究会
- 前田真一郎 (2011b) 「消費金融業のイノベーション——販売信用とクレジットカード」川波洋一・前田真一郎編『消費金融論研究』消費金融論研究会
- 松岡勝実 (2009) 「盛岡市との連携による消費者問題の取り組み——地域課題解決プログラム(多重債務問題)を中心に」『岩手大学生涯学習論集』(岩手大学生涯学習論集編集委員会編) 5号、pp.22-36.
- 松本進 (2012) 「東日本大震災における岩手県・消費者信用生協の取り組み——釜石相談センター訪問レポート」『生活協同組合研究』437, pp. 29-36.
- 森静朗 (1977) 『庶民金融思想史体系Ⅰ』日本経済評論社
- 森静朗 (1978) 『庶民金融思想史体系Ⅱ』日本経済評論社
- 森静朗 (1981) 『庶民金融思想史体系Ⅲ』日本経済評論社
- 森静朗 (1998) 「キリスト教と信用組合——賀川豊彦“中ノ郷質庫信用組合”」『商学集志』(日本大学商学研究会) 68(1), pp.33-49.
- 山際淳 (2012) 「生協総研『生協における多重債務相談・貸付事業研究会』最終報告を受けた日本生協連の取り組み方針について」『生活協同組合研究』434, pp.44-47.
- 山村延郎 (2011) 「消費金融業と制度改革」川波洋一・前田真一郎編『消費金融論研究』消費金融論研究会
- 行岡みち子 (聞き手 鈴木岳) (2014) 「グリーンコープ生活再生事業の取り組みと近況」『生活協同組合研究』460, pp.23-29
- 行岡みち子 (聞き手・編集) (2018) 『出会いと感動を宝物にして』コークス調査研究所
- 横沢善夫 (2002a) 「協同組織金融の新たなモデルとして注目される信用生協」『金融財政事情』53(38), pp.42-45.
- 横沢善夫 (2002b) 「岩手県消費者信用生協の多重債務者支援活動」『月刊自治研』44(517), pp.82-86.
- 横沢善夫 (2002c) 「スイッチローン——多重債務者支援活動」『信用金庫』56(6), pp.24-26.
- 横沢善夫 (2007) 「改正貸金業法と生協における多重債務者支援事業」『市民政策』51, pp.37-45.
- 横沢善夫 (2014) 「持続可能な地域社会の担い手として——消費者信用生活協同組合」410, pp.30-34.
- 渡邊淳 (2019) 「生活相談・貸付事業から見えたくらしと家計の課題と生協の役割」『生活協同組合研究』519, pp.37-44.

2 統計資料

岩手県立県民生活センター「事業概要」

厚生労働省「毎月勤労統計年報」

厚生労働省「社会保障統計年報」

厚生労働省「平成 29 年版厚生労働白書」

最高裁判所事務総局『司法統計年報 1. 民事・行政編』

全国貸金業協会連合会『貸金業白書』

総務庁『貯蓄動向調査報告』

総務省『家計調査 貯蓄・負債編』・『家計調査 家計収支編』

日本貸金業協会『年次報告書』

日本クレジット産業協会『日本の消費者信用統計』

